主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」旨の判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述、証拠の提出採用認否は、控訴代理人に於て

「青色申告書の提出承認の取消は所轄税務署長のみがこれをなし得ることは法人税法施行規則第四一条の明文からも明らかであるが、この取消処分に対する審査請求に於て国税局長が同法第二五条第八項各号中の原処分庁と異る事由によつて右取消処分を維持した場合、原判決の如く、国税局長が権限なくして右承認取消という行政処分をなしたと認めるのは相当でない。

一、一、青色中告書提出では、法人税法に定める一定の帳簿書類を は、大人税法に定めてその法人のは に、大人税法に定めてその法人のは に、大人税法に定めてその法人のなる。 に、大人税法に定めてその法人のなるときに は、大人税法に定めてその法人のなるを に、大人税法に定めてその法人のなるを に、大人税法に定めてその法人のなるを に、大人税法に定めてその法人のなるを に、大人税法に定めてそのは である。が、これに基き所得額を算出し、その は、大人税とである。 で、大人税法では、大人税法では、 で、大人税法である。 で、大人税法によるが、 は、大人税法である。 で、大人税法である。 で、大人税法による承認、 には、大人税法である。 で、大人税法による承認、 には、大人税法による承認、 による本のによる不可能、 による不可能、 による、 によ

(イ) 税務署長の裁量による認定においては、法人税法第二五条第八 原判決は、 項各号のいずれの場合であるかによりその結論を異にすることがあるのは当然である(基本通達にもそのことを前提とした定めがなされている)と判示し、又(ロ) 最高裁判所昭和二八年一二月二八日言渡の判決を例示して、右各号はそれぞれ独立 した行政処分でその間の転換は許されないものであると解したが、右見解は誤つて いる。何故ならば、右(イ)の判示は何等かの誤解にもとづくもので、法人税法は 納税者と税務署長との間における青色申告書提出の承認という信頼関係を破壊する 五つの場合をあげて、その場合においては税務署長の裁量によつてその事実があつ たと認められる日にさかのぼつて前の承認を取消すことができるとしているのであ るが、通達は、実務上の運営方針として右の各号に該当する事実の内、その甚だしい五つの場合(一、法人の記帳が複式簿記の方法によつていない場合 二、伝票、 領収書、納品書その他の証憑書類の大部分を保存していない場合 作成する等の方法により計画的に取引の一部を正規の帳簿に記載しなかつた場合 四、期限後申告を常習とする場合 五、右に掲げる場合の外詐偽又は不正の行為に より取引について真実の記載をしなかつた場合)を規定してこれに該当するときは 原則として取消すものとしている。(法人税基本通達三三二参照)。けだし法人税 に関する限りに於ては、法人は商法その他の法令の規定によつて相当厳格な記帳義 務を課せられており、個人の営業の場合に比較して帳簿書類及び記帳能力に於て相 当高い水準にあると考えられるので、同法第二五条第八項各号の場合にはいずれ も、原則として承認を取消すものとしているのであり、右各号のおのおのの間に承 認取消の基準の軽重があるわけではなく、道義的にみて非難されるか否かによつて 取消基準を異にしている訳でもない。各号を等しく青色申告制度の指導育成をはか るための税務運営方針にもとづいて、取消条件の極度としているものであるから、 判示の如く右各号のいずれかにより結論を異にするということはあり得ない。又右 最高裁判所の判決並びに同裁判所昭和二九年一月一四日の判決の事案は自作農創設 特別措置法第一項による法定買収と同条第五項各号による認定買収との間及び右第 五項各号相互間の転換の許否の場合で、この各場合は農地の買収理由を異にし、自 作農となるべき買受人に差異を生ずることがあり、更に認定買収の場合の認定行為 はその目的物が右第五項各号所定のいずれの農地に該当するかによつてその結論を 異にすることがあるから、農地委員会が買収計画を定めるについて勘案すべき内容 を異にし、一の条項、号所定の農地としてたてられた買収計画を他の条項、号所定

の農地としての買収計画と見ることは許されず、それぞれ独立の行政処分で、しかも、その間の転換は許されないとすべきである。最高裁判所の右判決も、からる見解のもとになされたものである。

解のもとになされたものである。
以上、要するに、法人税法第二五条第八項各号による承認取消処分は、それぞれ各号毎に独立の行政処分を構成するものではなく、各号は承認取消という一箇の行政処分を正当づける理由にすぎず、従つて、右各号の一を理由として右承認取消処分をなしたが、後に右各号の内の他の号にあたるとして、右取消処分を維持しても何等新たな行政処分をなしたことにならぬ訳である。

以上のような規定と解釈からすると、租税に関する審査決定は続審ではなく事後審とみられるが、この事後審の構造のわく内で行われる国税局長の判断は不利益変更禁止の原則に反しない限りに於てその主文の当否でありその理由の当否は含まれないと解すべきで(この解釈は刑事訴訟法第三九六条等にもうかがわれるところである。)、即ち当事者の陳述した範囲に限られることなく、争の目的となつた処分の範囲内に於て新たな事実を判断し、証拠資料を集め、当事者の主張しない理由を以て決定することができるのである。

三、 青色申告書提出承認の取消処分と法人税法第二五条第八項各号との関係に

三、 青色甲告書提出承認の取消処分と法人稅法第二五条第八項各号との関係についての前記一項の説明と国税局長のなす本件審査手続の構造と機能についての右二項の説明とから明らかなように、控訴人たる国税局長は本件原処分庁のなした青色申告書提出承認の取消処分の当否を判断するにつき、審査手続の段階に於て新たに証拠を集めてこれをも判断資料に供し、原処分のなされた時点に立つて、原処分庁の原処分をなした理由に拘束されることなく、右各号該当の有無を審理し、と認り行認定理由が認められないとしても右各号の内の他の一に該当すると認められるときは原処分を維持すべく、この場合、何等控訴人が新たに右承認取消処分となるといるというではなく、又不利益変更禁止の原則に違背するものでもない。となるない。

五、 原判決は原処分庁のなした本件取消処分通知書には法人税法第二五条第八項第三号該当と理由附記がなされているが、右は同条第九項後段の規定の趣旨に反して不法である旨判示しているが、右第九項後段の法意は、一々その事実を摘示して同条第八項各号のいずれに該当するか詳細に理由を附記することを要求するのではない。国税の賦課徴収に関する処分は大量かつ回帰的なものであるがため、税務行政の特異性よりその迅速性を要求され、多数の納税者につき短期間に調査に当らねばならぬ税務当局として毎日の各取引につき一々順を追つて証拠をあげ具体的に事実を指摘することは事実上不可能といわなければならぬ。法が理由附記を求めている趣旨からすれば、取消通知書には右第八項各号の内の該当号を記載すれば十分であると解される。

六、 以上控訴人のなした本件審査請求棄却決定は適法である。」

と述べ、

被控訴人に於て

「一、 法人税法第二五条第八項各号による青色申告書提出承認取消処分はその各号毎に異る独立の行政処分であり、控訴人が原処分庁の採用した同項第三号の理由と異る同項第一号の理由に該当するとして被控訴人の審査請求を棄却したのは、権限のない処分をしたことにあたり(右取消処分は所轄税務署長の専権に属するから)、取消さるべきであるとした原判決は正当で、右各号毎に独立の行政処分が成立するものではないとの控訴人の主張は理由がない。

二、 法人税法第三五条第五項第二、三号によると、審査の対象は審査の請求の目的となつた処分そのものである。本件について言えば、審査の対象は原処分が同法第二五条第八項第三号を理由としたことが正当であるかどうかであつて、その理由を第一号に転換したりしては、もはや、右第五項第二、三号によつて処理できないように規定されているのである。これと異る控訴人の主張は失当である。

はなったはないるのである。これと異る控訴人の主張は失当である。 三、控訴人は原処分庁のなした右第二五条第八項第三号による処分を控訴人に ところの処分に転換することは、いずれにしても青色申告取消という処分に 異らないから許されると主張するが、右転換は不利益変更処分にあたりが原処分にあるのは変更した処分が原処分が生きていることが前提である。 上であつてはならぬというのであるから、原処分が生きていることが前提であるに ところが本件の場合、控訴人は法人税法第二五条第八項第三号に該当しないば、 ところが本件の場合、控訴人は法人税法第二五条第八項第三号に該当しなれば、 原処分の違法を確認したわけであるから、原処分は既に死物に等しく、されば、 利益変更禁止の通達のいう原処分にあたらず、利益不利益の測定の基準とするから はあり得ない。即ち本事案処理にあたつては原処分は零とみなすべきであるら、 原処分は同項第一号により維持できるとした本件審査決定が不利益処分にあたるこ とは明白で、この点からも本件審査決定は違法である。

尚青色申告書提出承認の取消処分は右第八項各号のいずれかによるべく、右取消通知書にそのいずれの号によるかを附記しなければならぬと規定されているが(法人税法第二五条第九項)控訴人主張の如く、右各号間の転換を容認するとすれば、もはや、右附記を要求した規定は無意味となり、かゝる見解は採用できない。

思うに、協議団は税について処分をした国家機関とその処分をうけた不服申立者との間に立つて、その処分の理由、資料を調査し、双方の意見をきき(協議団令第五条)、そのいずれの側にも偏せず、協議を中心として(所得税基本通達第六七一)厳正公平な審判をするため創設されたもので、決して不服申立をした納税者の経理を探索して不正を摘発する官庁ではない。されば、右協議団の前記行為は違法で、これによつた控訴人の本件審査決定をも違法ならしめるものである。

五、以上のとおり、控訴人の本件審査請求棄却の決定は違法で、右決定を取消した原判決は正当である。」

と述べた外は原判決事実摘示のとおりであるから、ここにこれを引用する。(但し、原判決二枚表九行目「審査請求をみなされる」とあるのは「審査請求とみなされる」の誤りであると認められるので、ここにこれを訂正する。)

被控訴会社が生野税務署長の管轄区域内で封筒製造業を営んでいること、生野税務署長が昭和三四年九月二五日付書面(甲第一号証)で被控訴会社の昭和三三年四月一日より昭和三四年三月三一日までの事業年度以後の青色申告書提出の承認を法人税法第二五条第八項第三号該当の理由で取消したこと、これに対して被控訴会社が同年一〇月二四日再調査請求書を同税務署長に提出したこと、右調査請求は同法第三五条第三項第二号により控訴人に対する審査請求があつたとみなされたこと、控訴人が昭和三五年五月一七日付で同法第二五条第八項第一号に該当するので生野税務署長のなした右承認取消処分は相当であるとして審査請求を棄却する旨の決定をしたことは当事者間に争がない。

よつて考察するに、 (1) 法人税法第二五条第八項、同法施行規則第四一条によ ると法人税法第二五条第八項による青色甲告書提出承認の取消処分は、 納税地の所轄税務署長の専権に属するものというべきところ、 (2) 右第八項によ ると政府(同法施行規則第四一条によりここに政府とは所轄税務署長をさす。) ると
以府(阿法施行規則
第四一余によりここに
以府とは
所轄税務者長をさす。)は
、青色申告書を提出することについて
政府の承認を受けた法人について、左に掲げる
事実があると認める場合においては、その事実があったと認められる時まで
かのぼつてその承認を取り消すことができる旨規定し、左に掲げる事実として同項
第一号ないし第五号までの事由をかかげており、而して法人税基本通達三三によると、青色申告書の承認は法第二五条第八項各号に該当する場合には取消すことが
できることとなっているが、次に該当する場合においては原則としてその承認を取
消すまのとするとして
地話人主張のとなり
のったいしまり日本のがばているので 消すものとするとして控訴人主張のとおりの一ないし五項目をかかげているのであ これによつてみると、法人税法第二五条第八項各号に該当する事実がある場合 青色申告書提出承認を取消すべきか否かについて同法は税務署長に合理的な範囲内 に於て裁量権を与えているもので、而して右通達がこの事を前提としていることは 右通達が承認取消処分をなすべきであるとしてかかげている項目の内その一、二項 目は法人税法第二五条第八項第一号に、その三、五項目は同条第八項第三号に の四項目は同条第八項第四号にあたり、同条第八項第二号については右通達は触れ ておらないし、又原則としてその承認取消をなすべき云々とあつて取消すことを絶 対的なものとしていない点から窺えるところがある。 (尚右通達なるものは国家行 政組織法第一四条第二項にもとづき法人税法運用に関して所轄の諸機関及び職員に対して指針を与えたもので、法に反しない限り右通達に従うべきことが要求されて いるに過ぎないのであるから、通達によつて法人税法第二五条第八項で与えられている税務署長の裁量権を剥奪するが如きことは許されない。) (3)法人税法第二 五条第八項各号はそれぞ九各別に青色申告書提出承認取消処分を適法ならしめる実 質的要件を規定し、しかもそれぞれ異る別個独立の事由を要件としており、かつ、 同条第九項によると右取消処分は、その取消の基因となつた事実が右各号のいずれ に該当するか附記した通知書を以て当該法人に通知しなければならないことになつ ていることにかんがみると、その各号のそれぞれを事由とする右取消処分はそれぞ れ各別個の取消処分を構成するものというべく、従つて法人税法第三四条所定の再 調査ないし同法第三五条所定の審査の請求の目的は、右通知書に記載せられた各号 または二以上に該当する一または二以上の処分に限定せられる。右各号のそれ ぞれによる承認取消処分が同一目的、同一手続、同一効果を有するからといつて、 右各号の事由は一個の右取消処分の内部にあつてこれを理由あらしめるに過ぎない とみるのは相当でない。蓋し青色申告法人は、その申告承認が取消されるという重

(要旨)以上(1)ないし(4)の事由によると、国税局長が、当初税務署長が右各号の内の一にあたる事実があるとしてな〈/要旨〉した青色申告書提出承認取消処分に対する審査決定をなすに際して、税務署長の認定した右事実はないが、他の号にあたる事実があるとして右承認坂消処分を維持しこれに対する審査請求を棄却することは、審査決定に名をかりて、国税局長が権限をもたない右承認取消処分を新たになしたことに帰着し、許されないと解するのを相当とする。

以上、控訴人の本件審査決定は、他の争点につき判断するまでもなく違法で取消を免れないから、その取消を求める被控訴人の本訴請求は正当としてこれを認容すべく、これと同旨の原判決は相当で本件控訴は理由がないから民事訴訟法第三八四条に則りこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき同法第九五条第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 宅間達彦 裁判官 増田幸次郎 裁判官 井上三郎)